

組合に入ろう!
組合に相談を!

かしな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL : 03-3583-9037
FAX : 03-5562-0853

定価 月 500円

全社員リファレンスサラリー 100万円ベースアップ要求

今年の春闘は大きな盛り上がりを見せています。これに私達も乗り遅れるわけにはいきません。まず昇給日を4月1日に戻すことを要求。その上で200万円下がった年収の少なくとも半分をリカバースべく、100万円

ともに要求を

適正な勤務・健康管理の徹底に関する要求
会社発表にもかかわらず、一向にサービス残業

6. 会社集計の時間外労働時間データを組合に開示すること。

1. 所定労働時間以外にかかる部分についての緊急呼び出し当番手当を新設し、適正な賃金を支払うこと。
2. 過去の手当分についても清算すること。
3. 24時間365日の保守契約への対応なので、CEに負担を強いる当番制度ではなく、コールセンターと同じく三交替制にすること。

2319号でお知らせした通り、この12年間で私たちが社員の平均賃金は年収ベースで200万円も減額。さらに過酷な労働、会社の将来への不安、そしてリストラの恐怖の中で働いています。これらを踏まえ、組合は2月21日に春闘要求を提出しました。以下に紹介させていただきます。

のベースアップを要求しました。ベースアップです。すから一般社員もラインも全員の昇給を意味します。今こそ賃金水準の底上げが必要です。賛同いただける方はぜひ組合に加入し、ともに要求しましょう。組合加入者が多くなければなるほど要求実現への力になります。

1. ラインは部下が参加しているプロジェクト運営にも責任を持ち、業務遂行状況を管理すること。
2. オーバーランを起こすプロジェクトには会社として補填をすること。
3. コスト配分を見直し、適正なGPと人員コストにすること。
4. 客観的な勤怠管理システムの導入計画を明らかにすること。
5. ラインは部下のサービス残業や持ち帰り残業をさせないようにし、プロジェクトでもさせないように監視すること。

CEの緊急呼び出し当番手当を要求
TSS部門CEの緊急呼び出し当番について、「肉体的にも精神的にも現場は疲弊している」との声を受け、以下を要求しました。

春闘要求

回答日3月7日 不当回答なら8日早朝スト

CEの緊急呼び出し当番手当を要求

国民生活の向上を 官民共同 行動第一弾

2月22日、18春闘行動の一環として、官民共同行動第一弾が行われました。この行動では、参加者総数130名でチラシ約3500枚を配布でき、多くの国民に共通課題の訴えができました。

この行動は、公務員労働者と民間労働者が、国民生活の向上・要求実現を目標に共同での運動を展開するものです。今、春闘では、安倍政権による「憲法改悪」「働き方改革」が大きな共通課題となっており、取り組みが重要視されています。当日は朝から悪天で雪の降る中、朝8時からの築地市場から始まり、ここでの宣伝は豊洲市場への移転での安全性の問題などについて訴え、続く銀座四丁目の和光前ではIBM支部の大岡委員長による解雇撤回争議の進捗と支援要請および民間の各労働組合の争議支援などを訴えました。



社会的包囲網 寒風の中実感 大崎駅前宣伝



2月23日18時30分から、恒例の駅頭宣伝行動が行われました。今回は大崎駅です。通常、大崎駅では南口で宣伝を行います。今回は初めて西口で宣伝を行いました。組合員と支援者総勢20名が結集し、マイク宣伝とビラ配布を行いました。この時期の大崎はなぜかいつも凍えるように寒く、ビラを配布する手が凍りつくようになり。その中、IBMのロックアウト解雇と賃金減額を訴えれば、ビラは飛ぶようには行か

ラは飛ぶようには行かきませんでした。会社員から学生風の人まで、配る前からどどんもらいに来るので手が間に合わないほどの時もあって、ビラはほとんど配布し尽くすことができました。

ハッパ
会社は、ビジネス・コンダクト・ガイドラインを振りかざして社員を縛り付けています▼しかし会社は、第三者機関で明らかになった「ロックアウト解雇無効、退職強要、労災認定、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント、障害者虐待、不当労働行為」の違反行為に関わったラインマネジャー・経営層・人事担当をインテグリティ違反として処分せず、また、具体的な再発防止策も示していません▼ルールを守ってこそ組織が保たれるのです。これでは誰もビジネス・コンダクト・ガイドラインを守らなくなるのではないかと思います▼会社は、自身が起こしたインテグリティ違反に正面から向き合い、直ちにビジネス・コンダクトガイドライン記載どおりの処分を実施すべきです。(x)

安心して働ける職場を作ろう

春闘要求 労使関係を正常化し 労働条件の改善を

1面から引き続き組合の重点要求を紹介します。特に重要なのは労使関係を正常化すること、定年延長および再雇用制度を改善すること。また、借り上げ住宅等を復活して欲しいという若手社員の意見も取り上げ、要求しました。

組合員の労働条件変更 退職勧奨に関する要求

次に、組合員の労働条件変更についてです。団交拒否の件で労働委員会が出した命令によって、会社は団交拒否ができません。よって以下を要求しました。



ボーナスに関する要求

昨年冬の日本IBMのボーナス支給平均額は組合推定で約80万円ですが、経団連発表による日本の大手企業の平均支給額は88万円であり、遠く及びません。この状況を改善すべく、以下を要求しました。

定年延長を要求

改正高年齢者雇用安定法の趣旨に基づき公務員の定年が2021年から段階的に65歳まで引き上げられることが決まりました。それに沿って、65歳に定年延長をすることを要求しました。

シニア契約社員の処遇改善要求

日本IBMのシニア契約社員の処遇の悪さは有名です。汚名返上のため、以下を要求しました。
・シニア契約社員の月額給与17万円を31万円以上に引き上げること。
・シニア契約社員に賞与を支払うこと。
・定年退職し、シニア契約社員に移行する際、約社員に移行する際、「同日得喪(※)」処理を行うことにより厚生年金および健康保険の支払額を適正な水準に引き下げる。

借り上げ住宅復活

アンケートで多くの若手社員からの声を受け、2013年8月末で突然廃止された借り上げ住宅制度の復活を要求しました。この制度は、他社より優れた福利厚生制度で人気があり、それをみんなが実感していました。組合は、廃止当初から復活するように要求してきましたが、改めて強く復活を求めていきます。

裁量労働に関する要求

国会でも問題になった裁量労働制について以下のように要求しました。
・現在、裁量勤務制度が適用されている社員につき改めて適用・非適用を決定しなすこと。(裁量権が無く過重労働が継続しているなど) 裁量勤務制度の適用がふさわしくないかと判断された社員に対しては、裁量勤務非適用とし、現業務の開始時期まで遡り、時間外勤務手当を支給すること。

都労委が労使関係の正常化を先導

組合は重点要求の中で、まず労使関係を正常化することを要求しました。すでに都労委主導で組合と会社の和解協議が始まっています。都労委も争議の全面解決をする時であると判断をしています。これまでの裁判では組合が圧倒的に勝っており、すでに決着がついていると言っても過言ではありません。

うたごえはまたかいつとせ

「うたごえ」活動と合唱団へのお誘い

社前行動のたびに響き渡るギターと歌声による歓迎と激励は、箱崎・本社事業所にお勤めの方にはすっかりおなじみのものになっていっていると思います。また、2319号の「組合旗開き」記事ではうたごえとともに大いに盛り上がったことをお伝えしました。これらの活動は、「日本のうたごえ」運動と、たまたか仲間によって支えられています。少し紙面をお借りして、この活動についてご紹介し、一緒に活動に参加する仲間を募集します。

旗開きでうたごえを楽しむ。左から大岡委員長、大熊さん(東京のうたごえ協議会)、杉野書記長



し、今年70周年を迎えました。先で行われたレセプションでは、「うたごえは平和の力」「うたごえはたたかいととも」「うたごえは生きる力」



生闘争団がそろうって出場の参加者も加わって、職場のうたごえ合同に新たな風を吹き込みました。そして、日本IBMのたたかいつとせでも、合唱団を結成する方向で話が進んでいます。

あなたも活動に参加してみませんか

4月22日には、働くも

「解雇三兄弟」と職場のうたごえ
生熊元委員長が名付け親である、JAL、旧社

日本のうたごえ祭典
in いしかわ・北陸」

組合なんでも相談窓口			
事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	TSDL、ISEL、System技術	大岡 義久	1712-5175
本社	GTS、ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
本社	価格計画、S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
幕張	GTS、請求・売掛#1	柿本 正親	205-3174
名古屋	GTS、中部第二SOLサービス	板倉 浩	205-2205
大阪	GFS、西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	505-5420
大阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204
組合事務所	03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853		
連絡先	メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/		
注) 上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます(電話予約をお願いします)		
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)		
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)		
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL 045-222-7577		
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 神奈川県川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号		